

令和7年度第4回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年7月15日(火)
午前9時30分 ～ 午前10時45分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 17 名
欠 席 総 数 1 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	欠席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人なし

令和7年度第4回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（小田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、「令和7年度第4回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第2項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号6番、岡本住子委員と、議席番号7番、下田敏純委員のご両名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、2,603㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線阿川駅から南南西へ、約1.5kmに位置する過去に農業公共投資の対象と

なった農地です。

申請理由は、高齢で維持管理が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、3,206㎡、位置図は6、7ページ、公図は、8ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所栗野支所から南南西へ約1.4kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、県外に居住し、維持管理が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆で、合計面積は、1,757㎡、位置図は9、10ページ、公図は、11ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所栗野支所から南南西へ約1.7kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、県外に居住し、維持管理が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置し、譲受後は、水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、271㎡、位置図は12、13ページ、公図は、14ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線梅ヶ峠駅から、西南西へ約2.3kmに位置する市街化区域内の農地です。

申請理由は、県外に居住し、維持管理が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じ、新たに農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、主にサツマイモや大根等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番から3番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

議席番号18番、有田です。1番から3番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年7月9日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

まず1番の案件について、報告いたします。申請地は現在、休耕状態でしたが、申請地の隣の水田は譲受人の所有地で水稲が作づけされていました。譲受後は所有地とともに、一体的に耕作、管理が可能で、問題ないものと判断いたしました。

続いて2番の案件について、報告いたします。申請地は譲受人が以前から利用権設定により耕作している水田で水稲が作づけされていました。譲受後も引き続き、耕作、管理していくものと思われまますので、問題ないものと判断しました。

最後に3番の案件について報告いたします。申請地は現在、何も植えられてはいませんが、きちんと管理されきれいな状態でした。譲受人は耕作に必要な機械を所有し、自作地が1ha以上ある米農家なので問題ないものと判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。4番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年7月9日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請地は、吉母郵便局の近くにあり、よく管理されている畑です。譲渡人は、現在遠方に住んでおり今後も帰ってくる予定がないため、 である譲受人に申し出たものです。贈与による権利移動です。譲受人は、野菜を栽培する予定で、農作物はいただきまーとに出荷されるそうです。何ら問題ないと思われまます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書15ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、転用面積は、453㎡、位置図は17、18ページ、公図は19ページ、土地利用計画図は20ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線黒井村駅から南南東へ約500mに位置する「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、農業用資材置場や農産物乾燥スペース等の整備を目的に、農業用施設の敷地拡張を行うものでございます。

本件の一体利用地2筆は、申請者の自己所有地で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、土水路が設置されております。汚水は、生活雑排水のみであり、雨水とともに、新設の土水路と道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は、追認案件であり、前所有者である■■■■が昭和53年以降農業用施設の敷地として使用していたことから、申請者から下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

15ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、転用面積は、345㎡、位置図は2

1、22ページ、公図は23ページ、土地利用計画図は24ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所阿川支所から東南東へ約200mに位置する農地で、「第3種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、農業用機械及び農業用資材を保管する農業用倉庫の建設でございます。計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、ブロック塀が設置されております。

し尿はくみ取り式で、生活雑排水と雨水は、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は、追認案件で、詳細な時期は不明でございますが、前所有者である■■■が農業用倉庫を建築していたことから、申請者から下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書16ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆の一部で、転用面積は、354㎡、位置図は25、26ページ、公図は27ページ、地積測量図は28ページ、土地利用計画図は29ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線福江駅から南南東へ約500mに位置する農地で、「第2種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、定年退職を迎えて地元に戻るにあたり、実家は■■■が継いでいることから、申請地に自己用住宅を建築するものでございます。

本案件の一体利用地は、法定外使用部分及び市道占用部分で、法定外公共物使用許可申請書と道路占用許可申請書が提出されており、確保は確実で、土地利用計画と建ぺい率からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地を造成し法面は、芝張りで養生を行う計画でございます。

汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに、農業用排水路に放流されますが、地元の自治会長に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は、一部転用であり、残地である農地がいびつな形となっておりますが、28ページの測量図でうすく塗った箇所につきましては、市への寄付願が提出済みであることから、問題ないと判断いたしました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。本案件は、開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号10番、田上です。1番の案件について、ご説明いたします。令和7年7月8日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

現地は、議案書に記載のとおり、昭和53年から農業用倉庫が建設されていたものであり、始末書も提出されており致し方ないと思われます。汚水は道路側溝へ流れるようになっております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

議席番号18番、有田です。2番の案件について、ご説明いたします。令和7年7月9日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

事務局からの説明にもありましたように、この申請は追認案件で、現地には農業用倉庫が建っており、建築からかなり年数が経過しているように感じました。前所有者である申請者の■■■が、農地法の許可なく建てたということで、「始末書」の提出を受けており、申請地は申請者の自宅の道路を挟んだ向かい側にあつて、他に適当な土地がないため、致し方ないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。3番の案件について、ご説明いたします。令和7年7月9日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請地は、国道191号線の「林口」のバス停を500mぐらい上ったところにあり、集落に隣接した畑ですが、耕作放棄地状態でした。第2種農地です。申請者は県外で■■■■として勤務していましたが、定年退職を迎えるにあたり実家へ戻ることとし、実家は■■■■が継いでいるため、申請者所有の畑の一部に自己用住宅の建築を計画したものです。工事期間は2年とされており、申請に必要な書類も添付されておりました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書30ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆で、転用面積は、3,550㎡、位置図は、33、34ページ、公図は、35、36ページ、土地利用計画図は37ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所から西北西へ約300mに位置する農地で「第3種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電設備の売買を目的に非フィットによる太陽光発電設備を設置するもので、土地及び施設の売買先については、備考欄記載の法人になる予定です。

申請理由につきましては、太陽光発電設備の売買事業が好調なことから、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できる申請地に計画したもので、高齢で離農状態であった譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、売買による所有権の移転となっております。

本案件の、一体利用地は、法定外公共物の使用部分のみで、法定外公共物使用

許可申請書が提出されております。

計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、既に終了しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、小堤を新設する計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、水理計算書が提出されており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

30ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田6筆で、転用面積は、6,367㎡、位置図は、38、39ページ、公図は、40ページから42ページ、土地利用計画図は43ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所から西北西へ約500mに位置する農地で「第2種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の売買を目的に非フィットによる太陽光発電設備を設置するもので、土地及び施設の売買先については、備考欄記載の法人になる予定です。

申請理由につきましては、太陽光発電設備の売買事業が好調なことから、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できる申請地に計画したもので、高齢で維持管理が困難な2名の譲渡人と、県外在住で管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、売買による所有権の移転となっており、申請者からは、選定した理由書及び代替地比較検討表が提出されております。

計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、既に終了しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、小堤を新設する計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、既存の排水溝をとおり農業用排水路に放流されますが、水理計算書が提出されており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は、無断転用案件で、40年前から通路として一部貸し出されていたことから、譲渡人から下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

3番、4番は、関連案件となっておりますので、併せてご説明いたします。

総会議案書31ページをお開きください。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、3番が田2筆で、転用面積は、3,801㎡、4番が田1筆の一部で、転用面積は、33㎡です。

位置図は、3番が44、45ページ、4番が49、50ページで、公図は、3番が46、47ページ、4番が51ページで、土地利用計画図は、3番が48ページ、4番が52ページをご覧ください。

申請地は、3番がJR山陰本線滝部駅から南西へ約500mに位置する「第2種農地」で、4番がJR山陰本線滝部駅から南西へ約600mに位置する集団性のある農地で、「第1種農地」となります。該当条文は、それぞれ議案書記載のとおりです。

3番の転用目的は、太陽光発電設備の売買を目的に非フィットによる太陽光発電設備を設置するもので、4番は、3番の太陽光発電設備の設置に必要な、工事用進入路を一時的に整備するものでございます。なお、3番の施設等の売買先につきましては、備考欄記載の法人になる予定です。

3番の申請理由につきましては、太陽光発電設備の売買事業が好調なことから、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できる申請地に計画したもので、相続したが管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、売買による所有権の移転となっており、申請者からは、選定した理由書及び代替地比較検討表が提出されております。

また、4番の申請理由につきましては、3番の申請地である■■■■番■及び■■■■番で太陽光発電設備の設置工事を行うにあたり、作業用の進入路が確保できないことから、工事用進入路として、隣地である当該土地の一部を一時的に利用するものです。

3番は売買による所有権の移転、4番は、使用貸借による権利の設定で、一時的な利用となります。

3番の計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、妥当であると判断いたしました。4番の一体利用地は、法定外公共物及び■■■■番■の一部であり、■■■■番■の所有者からは通行に関する承諾書が提出されており、確保は確実で、計画面積は土地利用計画から見て、適当で

あると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、既に終了しております。

3番の土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、畦畔で分断されていることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

また、汚水の発生はなく、表面雨水の大部分は河川に放流され、一部が農業用排水路と隣接地に放流されますが、農業用排水路については、水理計算書が、隣接地の所有者からは、雨水放流の承諾書が提出されており、営農には支障ないと判断しました。

3番については、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。4番については、第1種農地を対象とした農地転用ではございますが、「一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合」であることから、農地法施行令第11条第1項第2号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。なお、4番は、「一時的な転用」であることから、許可後2箇年までに、原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに、提出されております。

総会議案書32ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、転用面積は、490㎡、位置図は、53、54ページ、公図は、55ページ、土地利用計画図は56ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から南東へ約1.5kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、自動車整備工場の敷地拡張でございます。

申請理由につきましては、不動産会社の仲介により、工場を購入することとなったが、駐車場および車両のスペースが確保できないことから、駐車場及び車両置き場の整備を目的に工場の敷地拡張を行うものでございます。売買による所有権の移転です。

本案件には、一体利用地が1筆ございますが、不動産売買契約が既に締結されており、確保は確実で、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、当該地より高位置にあり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

また、し尿は、くみ取り式で、生活雑排水と雨水は、農業用排水路以外の水路をとおり道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は、無断転用案件で、昭和50年頃から、駐車場として利用されていたことから、譲渡人から下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番から4番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

議席番号17番、岩本です。1番から4番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年7月9日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請内容については、事務局から説明があったとおりです。

1番から3番の譲受人、それから4番の借受人はすべて同じ法人で、1番から3番は太陽光発電設備を建設するための農地転用で、4番は、3番の工事を行うための進入路として一時転用を行うものです。

1番から3番の3件とも高圧の太陽光発電設備の建設のため、転用面積もかなりの広さとなっておりますが、どの土地も長い間耕作されておらず、かなり荒れている状況でした。

1番の申請地は第3種農地であり、2番、3番は第2種農地で、土地利用計画の内容、現地の状況から問題ないものと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号2番、木村貴志子委員、報告をお願いいたします。

木村貴志子委員

議席番号2番、木村です。5番の案件について、ご説明いたします。令和7年7月9日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

譲渡人は、平成16年に相続をしていましたが、昭和50年頃から駐車場とし

で使用していたということで、こちらについては追認案件となります。一体利用となっている所については、宅地で家が建っておりましたが今後壊すということです。譲受人は、平成25年頃から自動車整備工場を営んでおりますが、このたび、駐車場及び車両置き場を整備するために工場の敷地拡張を行うものです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、1番から4番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に、日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書、57ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、60、61ページ、公図は62ページ、変更前の土地利用計画図は、63ページ、変更後の土地利用計画図は、64ページをご覧ください。

変更内容は、目的の変更で、転用目的を「ドッグラン」から「駐車場」に変更するものでございます。

変更理由につきましては、ドッグランは、別の適地に整備し、申請地には、自身が経営するペットサロンの来客者用の駐車場等のみが整備されていたことが判明し、この度の申請に至ったものでございます。申請者からは、お詫びとともに、今後は、事業計画に変更が生じた場合には、事前に農業委員会に相談するとともに、必要な手続きを行う旨の内容が記載された変更理由書が提出されております。

なお、土砂の流出対策や雨水・汚水の放流先、転用目的の適合性については、

当初の計画から変更はありません。

総会議案書、58、59ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、65ページから67ページ、公図は68、69ページ、土地利用計画図は、70ページでございます。

変更内容は、営農計画等の変更で、申請地の一部の農作物の作付けを、「お茶」から「陸稲」に変更するものでございます。詳しくご説明いたします。

総会議案書、71、72ページをご覧ください。■■■■番と■■■■番には、計画通りにお茶を作付けしておりましたが、排水不良等の影響で、生育不良を起こしており、計画通りの収穫が見込まれない状況となっていたことから、社内で協議し、グループ会社での実証実験実績もある陸稲に、■■■■番は全て、■■■■番の一部、総会議案書72ページの東側の部分を変更するものでございます。なお、この度の申請は、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」制定後、初めての申請となっておりますので、新基準での審査となります。

関係資料10ページ、1号様式は、「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」です。こちらは、詳細な栽培計画の記載が必要となりました。

関係資料26ページ、2号様式は、「営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」となりますが、こちらは、大きな変更箇所はございません。

関係資料42ページ、3号様式は、「下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書」でございます。

以前より、1年に一度、知見を有する者の所見が記載され状況報告書は提出されてはおりますが、この度のガイドラインの制定により、申請時にも記載が必要となりました。

この度の知見者は、ネタフィムジャパン株式会社のアグロノミスト、■■■■氏で、ネタフィム社の灌水設備を使い、数々の稲作栽培及び稲作試験栽培に携わっている方で、事務局が知る限りではございますが、平成29年12月14日に、現地を視察されているとお聞きしております。

関係資料43ページ、4号様式は、「申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書」でございます。こちらも、この度のガイドラインの制定により、新たに添付書類として追加されたものでございます。

栽培する農作物の転換については、営農型太陽光発電の実務用Q&Aにおいて、当該農作物の栽培に関する技術・経験の有無等を確認し、営農の適切な継続が確保され、当該設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収するおそれがないと認められること等を確

認した上で、計画変更の可否を判断することが適当であるとされております。

事務局は、提出されている全ての資料を確認し、この度の計画変更については、適当であると判断させていただきました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

議席番号7番、下田です。1番の案件について、ご説明いたします。令和7年7月8日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

事務局の説明どおり、一部は花壇に整備され駐車場として使用されておりました。別の適地にドッグランを整備したとのことで、ペットサロンの来客も多く、変更はやむを得ないと思われまます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

議席番号17番、岩本です。2番の案件について、ご説明いたします。令和7年7月9日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

内容については、事務局から説明があったとおりです。太陽光発電設備の下で、お茶と山椒を栽培し、少しずつ育っているようですが、この度、一部の土地において排水不良によりうまくいかない所があり、その部分の作物を「お茶」から「陸稲」へ変更するとのことです。陸稲に関して、北海道での栽培実績や専門家の意見も受けながら取り組んでいくようですが、実際どれだけの収量が出るのか気になるころではあります。しかしながら、この変更については致し方ないものと判断しております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」、「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書73ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑3筆で、合計面積は、876㎡、申請地の位置図は、75ページから77ページ、公図は、78、79ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所小串支所から北東へ、約900mに位置する土地と、小串支所から東北東に約800mに位置する土地でございます。

令和7年7月8日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、 番 と 番 については山林化、 番 については山林化した農地を含み、山林に隣接し、一部に灌木等が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号のアもしくはイに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書74ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、264㎡、申請地の位置図は、80、81ページ、公図は、82ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、JR山陰本線梅ヶ峠駅から西南西へ、約2.4kmに位置する土地でございます。

令和7年7月9日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、一部灌木等は確認できましたが、大部分は雑草等ございましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」との判断になっております。

74ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、932㎡、申請地の位置図は、83、84ページ、公図は、85ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。

ください。

申請地は、J R山陰本線梅ヶ峠駅から西南西へ、約2.4 kmに位置する土地でございます。

令和7年7月9日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地は概ね灌木が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

74ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、6.61㎡、申請地の位置図は、86、87ページ、公図は、88ページをご覧ください。

申請地は、J R山陰本線宇賀本郷駅から東北東へ、約3.4 kmに位置する土地でございます。

令和7年7月9日に、農業委員2名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、申請地は狭小、不整形な土地でありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号に該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。1番の案件について、ご説明いたします。令和7年7月8日、農業委員2名、最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請地につきましては、航空写真でもわかるように上小池についてはほとんど山の中となっております。それぞれ、竹や灌木が生い茂っていました。少なくとも45年以上農地として利用していないという状況であり、2段になっておりますが緩やかな勾配地になっておりました。山林化しておりましたので「非農地」と判断いたしました。樋ノ口については、近くに牛舎がありますが、申請地は一部山林化しており灌木も生えていました。国道から近づくことも困難な状況であり「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番及び3番の案件につきまして、議席番号2番、木村貴志子委員、報告をお願いいたします。

木村貴志子委員

議席番号2番、木村です。2番及び3番の案件について、ご説明いたします。令和7年7月9日、農業委員2名、最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

まず、2番の案件についてですが、こちらは「農地」と判断いたしました。一部灌木は確認できましたが、大部分が雑草に覆われており、整備をすれば耕作可能であると全員で判断いたしました。

続いて3番の案件についてですが、こちらにも40年以上耕作していないということで、概ね灌木が繁茂しており農地として回復するのは困難と思われ「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

議席番号17番、岩本です。4番の案件について、ご説明いたします。令和7年7月9日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請地は、周辺の宅地や法定外道路などに囲まれた狭小地で、耕作できるような土地ではありませんでしたので、「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 現況確認について」、2番については「農地」とし、1番、3番及び4番については「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第6「議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それではご説明いたします。

総会議案書89ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

詳細につきましては、90ページから95ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表（令和7年8月1日公告予定分）」をご覧ください。

今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに山口県農地中間管理機構に対し「策定要請」を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し「認可申請」が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。

別紙「議案第6号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、「議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案については、原案のとおり「承認」と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に、農用地利用集積等促進計画（一括）の策定について要請いたします。

議長（山田会長）

次に、日程第7「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書96ページをお開きください。

この案件は、地権者から農地中間管理機構が集積し、その農地を公募した借受け希望農家に配分することについて、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。2段階方式の手続きに関するものとなります。

1番、内容につきましては、97ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（令和7年8月1日公告予定分）」をご覧ください。

1番は、貸し手である地権者から山口県農地中間管理機構が借り受ける農用地利用集積等促進計画の集積の内容となります。

2番、内容につきましては、98ページの「2. 農用地利用集積等促進計画（配分）案（下関区域分）」と、本日お配りした「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

2番は、山口県農地中間管理機構から借受け希望農家に配分する内容となります。

別紙「議案第7号関係資料」の1ページから3ページに、集積に関する地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をまた、4ページに地区別の配分に関する集計表をお示ししております。

いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

今後の事務処理についてですが、本議案について「意見決定」をいただいたのち、下関市長に対しその意見の回答を行います。

その後、下関市長から山口県農地中間管理機構に対し集積案を提出し、機構から下関市長に対し認可申請がなされたのちに、令和7年8月1日付けで市が公告を行います。

配分に関しましては、下関市長から機構に対し配分案を提出し、機構から山口県知事に対し認可申請がなされたのちに、令和7年9月26日付けで県が公告を行う予定となっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第8「報告第1号」から日程第21「報告第14号」までを一括して、事務局より報告を求めるところですが、「報告第14号」については、6月の農業振興専門委員会の審議の報告が委員長よりなされることから、まず、報告第1号から第13号までの報告を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご報告いたします。以降、着座にてご報告いたします。

総会報告書1から6ページ、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、21件ございました。

7ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

8ページ、報告第3号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は、1件ございました。撤回理由は、議案書記載のとおりでございます。

9ページ、報告第4号「農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

16、17ページ、報告第5号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、3件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

34、35ページ、報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

36ページ、報告第7号「現況確認について」は、1件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況

確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

40ページ、報告第8号「農地造成期間延長願について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

41ページ、報告第9号「農地台帳への登録について」、内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、申出地を農地と認定しましたので、土地台帳に登録いたしました。

43ページ、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

44ページ、報告第11号「農地の転用事実に関する証明について」は3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。既に農業委員による現地確認は終了していたしましたので、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

45ページ、報告第12号「特定建築条件付売買予定地に係る状況報告について」

本件は、既に登記地目が宅地となっておりますので、農地の転用事実に関する証明証の交付は不要ではございますが、許可条件であります、土地売買契約締結の状況、建築請負契約締結の状況、建築確認の状況が確認できる書類が提出されたものでございます。審査結果については、記載のとおりでございます。

46から48ページ、報告第13号「事業進ちょく状況報告及び完了報告について」でございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

全ての案件について農業委員による現地確認が終了しております
以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

続いて、「報告第14号」について、農業振興専門委員会 坂田謙祐委員長の報告を求めます。

坂田謙祐委員長

農業振興専門委員会の坂田です。6月に開催しました農業振興専門委員会の結果をご報告いたします。これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、下関市長に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。

今年1月に農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様に行ったアンケート結果をとりまとめ、ご意見を参考に事務局が意見書案を作成いたしまして、6月

の農業振興専門委員会にて審議いたしました。

ご意見は色々ございましたが、その中でも重要と思われるものについて記載された内容となっており、専門委員会として承認いたしましたので、本日のご報告となっております。

8月25日に、山田会長及び田崎会長職務代理者より市長へ提出される予定となっております。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局及び農業振興専門委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第14号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和7年度第4回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 10時45分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....